

請願道路など道路整備における ルールの見直しについて

(建設水道常任委員会・所管事務調査報告)

平成28年3月

高松市議会

高松市議会では、毎年度、各常任委員会ごとに、委員会の所管事項のうちからテーマを設定し、閉会中継続調査（所管事務調査）を行っております。

そこで、建設水道常任委員会としては、平成 27 年度の調査テーマを「請願道路など道路整備におけるルールの見直しについて」に決定し、鋭意、調査検討を重ねた結果、このたび委員会として調査結果を取りまとめたので、以下、その後の動きも含め、報告いたします。

1 現状及びテーマ選定に至る理由について

本市では、従来、地元等から整備要望が出された道路について、いわゆる請願道路という形で整備しています。反面、その採択に当たっては、所管課の内部規定の採択基準に、整備後の幅員が4m以上であることや、起点及び終点が直接公道に連絡することなどが設けられ、さまざまな理由で、この基準を満たせず、整備に至らない道路が各地域に多く存在しているのが現状である。

しかし、これら道路の中には、交通量が多く、整備することで周辺交通の利便性向上が見込まれ、地域活性化への大きな貢献が期待できる路線もあることから、道路整備への当局の取り組みの強化を促すことを目的に、平成27年7月8日の委員会において所管事務調査テーマに選定しました。

2 委員会等の開催状況及び活動内容について

(1) 平成 27 年 8 月 17 日 当局からの現状等の説明・質疑応答

〔当局の説明概要〕

本市の市道認定路線は、平成 26 年度末で、延長が約 2,400 km、舗装率は約 96%である。近年の交通量の増加及び車両の大型化に伴い、逐次、道路の新設改良や拡幅整備に取り組むほか、安全確保のために舗装修繕

やカーブミラー・防護柵の設置など、適切な維持管理に努めているが、このうち、請願道路については、平成 21 年度から 26 年度までに要望を受け付けた 102 件のうち、47 件の整備を完了している。

現行の請願道路採択基準では、計画幅員は 4m 以上であること、道路用地及び建物移転など地元の協力が得られること、起点及び終点が直接公道に連絡する道路であることなど、10 項目を定めているほか、現行の用地取得単価は、計画幅員が 4m 以上 5m 未満の場合は 1 平米当たり 300 円、5m 以上の場合は 1 平米当たり 2,000 円であり、建物等の物件補償は、四国地区用地対策連絡協議会が示す算定基準に基づいている。

(2) 平成 27 年 11 月 25 日 先進地視察における調査項目整理等

- ① 整備指針など整備要望採択の規定及び、その運用
- ② 拡幅・改良に伴う用地取得単価及び補償基準
- ③ 整備箇所の優先度の決定方法
- ④ 市単独道路の拡幅・改良における局課間の連携等

(3) 平成 28 年 1 月 19 日・20 日 先進地視察

19 日 栃木県下野市

20 日 栃木県宇都宮市



(4) 平成 28 年 1 月 29 日 先進地視察後の議員間討議・質疑応答

整備基準の弾力的な運用をすべきである、要望採択の判断のための合議機関を設置し、公正・公平な採択判断を行うべきであるなど

(5) 平成 28 年 2 月 4 日 取りまとめ内容の確認

3 委員会としての提言内容について

〔3月3日の委員長報告（閉会中継続調査終了）〕

(1) 要望採択の判断方法と整備基準の運用について

① 整備要望の採択や優先順位を公正・公平に判断するため、検討委員会等の合議機関を新たに設けること。

② 家屋や水路の支障により一部区間だけ4m以上の幅員が確保できないなど、基準を一部満たさない場合でも、要望路線を整備することで多くの経済効果や周辺住民の便益が図られる場合がある。

このような路線については、検討委員会等において、路線の必要性・事業効果など、さまざまな視点から総合的に判断し、整備基準の弾力的な運用に努めること。

③ 学校やコミュニティセンターなど公共施設に接続する道路の整備要望については、局課間の連携を図り、整備に努めること。

(2) 用地取得単価及び補償基準について

地元からの要望に基づく道路整備に当たって、関係地域住民の理解・協力が得られるよう、他市の事例も参考にしながら、用地取得単価及び補償基準を見直すこと。

特に、要望路線の必要性や公共性が高く、多くの事業効果が見込まれる場合等の用地取得単価については、高い設定を行うこと。

(3) 請願道路の名称について

公共性の高い道路の整備まで請願道路として取り扱わざるを得ない状況にかんがみ、受動的な道路整備との印象を受けない、より市民に親しみやすい名称へ見直すこと。